

東松山市中小企業融資制度のご案内

制度名 項目	一 般 小 口	特 別 小 口
目 的	市内中小企業者の事業活動好転に役立てていただくため、必要な事業資金の融資を行うものとする。	
申込者の資格	1. 中小企業者であること。 2. 市内に店舗、工場又は事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。 3. 市内に居住し、住民基本台帳法による住民票に記載されているもの又は、商業登記法による法人登記をしていること。 4. 市税の納税義務者で、市税を完納していること。 5. 保証人は原則として個人は不要、法人は代表者。（※注1） 【特別小口は必要ありません。】 6. 埼玉県信用保証協会の保証が受けられる方。 ※特別小口の場合、以下の資格が追加になります。 7. 常時使用する従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下の法人又は個人であること。 8. 市県民税の所得割(法人である場合は法人税割)があつて完納していること。 9. 申込時において、この制度以外の保証協会の保証付借入のないこと。	
貸付限度	1,250万円	1,000万円
使途及び返済期間	運転資金 7年以内(据置 6ヶ月以内) 設備資金 10年以内(据置 12ヶ月以内)	運転資金 5年以内(据置 6ヶ月以内) 設備資金 7年以内(据置 12ヶ月以内)
利率及び保証料	利率 年2.00%	小 口 1.59%以内 ※埼玉県信用保証協会の定めによる。 特別小口 0.8%以内
担 保	必要に応じて徴求	必要ありません
利子補給	利子+保証料の合計額の20% ただし契約期間内に完済したものに限る。	
取扱金融機関	埼玉りそな銀行東松山支店 東和銀行東松山支店、東平支店	武蔵野銀行東松山支店、高坂支店 埼玉縣信用金庫東松山支店

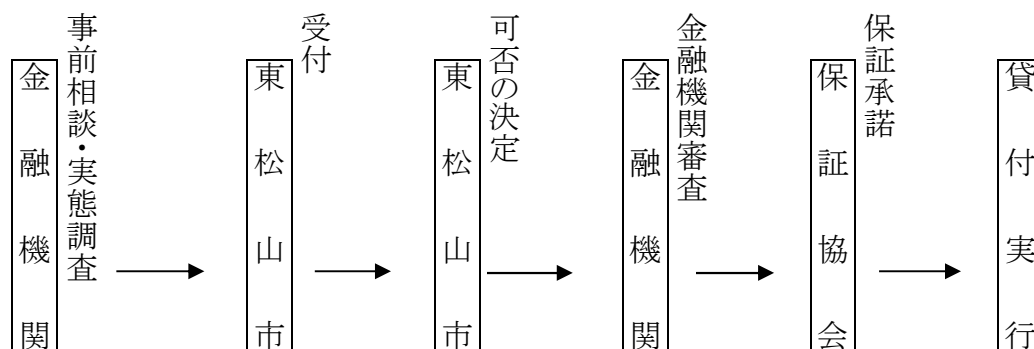
(注1)連帯保証人(第三者)について徴求される場合があります。

- ①実質経営者、営業許可名義人。申込人(法人の場合はその代表者)と共に当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合。
- ②申込人(代表者)が健康上の理由により、事業継承予定者を連帯保証人とする場合。
- ③通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であつて、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があつた場合。

法 人			個 人	
書 類 名	申込人	保証人	書 類 名	申込人
融資申込書(様式第1号)	1 通	/	融資申込書(様式第1号)	1 通
個人情報に関する同意書(様式第2号)	/	1 通	個人情報に関する同意書(様式第2号)	1 通
実態調査書(様式第3号)	1 通	/	実態調査書(様式第3号)	1 通
市税の納税証明書	1 通	1 通	市税の納税証明書	1 通
履歴事項全部証明書	1 通	/	住民票の写し	1 通
住民票の写し	/	1 通	確定申告書の写し(直近2年分)	各1通
決算書の写し(直近2期分)	各1通	/	営業許認可、登録等の写し (許認可等が必要な事業の場合)	1 通
営業許認可、登録等の写し (許認可等が必要な事業の場合)	1 通	/	宣誓書の写し(飲食業の場合)	1 通
宣誓書の写し(飲食業の場合)	1 通	/	【設備の場合】	
【設備の場合】			見積書、カタログ等の写し	各1式
見積書、カタログ等の写し	各1式	/	図面の写し(※建築工事の場合)	1 通
図面の写し(※建築工事の場合)	1 通	/	【特別小口の場合】	
			所得割・均等割を確認できる書類 (例:所得・課税証明書)	1 通

※金融機関の担当者が代理で申請する場合には、委任状を提出ください。

●申込から実行まで



※取扱金融機関の融資担当者と、融資条件等について事前に相談をしてください。

●埼玉県信用保証協会とは

信用保証協会法に基づいて設立された特殊法人で、その業務は、中小企業の皆さんが金融機関から事業に必要な資金を借入れる際に中小企業の皆さんの信用力を保証し、借入れを容易にする役目をするところです。